

国立大学法人信州大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

（ 本学が定める役員に支給する期末特別手当（賞与）について、文部科学省国立大学法人評価委員会が本学に対し実施した業績評価の結果等を勘案し、学長が当該手当額を10%の範囲内で経営協議会の議に基づき、これを増減できることとしている。
なお平成21年度は当該手当への反映はしていない。 ）

役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ・基本給について、「月額1,066,000円」を、「月額1,066,000円又は994,000円のうちから国立大学法人信州大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）の議に基づき学長が定める額」に改めた。
（改定時期：平成21年10月1日）
- ・基本給月額を、「1,063,000円又は991,000円」に引下げた。
（改定時期：平成21年12月1日）
- ・期末特別手当の12月の支給率を100分の175から100分の165に引下げた。
（改定時期：平成21年12月1日）

理事

- ・基本給について、「月額922,000円（学長が指定する者にあつては728,000円、784,000円、843,000円のうちから経営協議会の議に基づき学長が定める額）」を、「月額922,000円、843,000円、784,000円又は728,000円のうちから経営協議会の議に基づき学長が定める額」に改めた。
（改定時期：平成21年10月1日）
- ・基本給月額を、「919,000円、840,000、782,000円又は726,000円」に引下げた。
（改定時期：平成21年12月1日）
- ・期末特別手当の12月の支給率を100分の175から100分の165に引下げた。
（改定時期：平成21年12月1日）

理事（非常勤）

- ・非常勤理事の手当を新設し、日額35,000円とした。
（改定時期：平成22年1月14日）

監事

- ・期末特別手当の12月の支給率を100分の175から100分の165に引下げた。
（改定時期：平成21年12月1日）
- ・基本給月額を、「728,000円」から「726,000円」に引下げた。
（改定時期：平成21年12月1日）

監事（非常勤）

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 8,863	千円 6,396	千円 2,289	千円 12 (通勤手当) 166 (地域手当)		9月30日	
法人の長	千円 8,767	千円 5,952	千円 2,421	千円 12 (通勤手当) 138 (単身赴任手当) 154 (地域手当) 89 (寒冷地手当)	10月1日		
A理事	千円 7,940	千円 5,532	千円 1,980	千円 284 (通勤手当) 143 (地域手当)		9月30日	
B理事	千円 7,656	千円 5,532	千円 1,980	千円 143 (地域手当)		9月30日	
C理事	千円 7,867	千円 5,532	千円 1,980	千円 211 (通勤手当) 143 (地域手当)		9月30日	
D理事	千円 7,794	千円 5,532	千円 1,980	千円 138 (単身赴任手当) 143 (地域手当)		9月30日	
E理事	千円 7,785	千円 5,532	千円 1,980	千円 129 (通勤手当) 143 (地域手当)		9月30日	
F理事	千円 13,895	千円 8,728	千円 3,613	千円 348 (単身赴任手当) 1,117 (地域手当) 89 (寒冷地手当)			
G理事	千円 7,457	千円 5,046	千円 2,052	千円 138 (単身赴任手当) 131 (地域手当) 89 (寒冷地手当)	10月1日		
H理事	千円 7,343	千円 5,046	千円 2,052	千円 24 (通勤手当) 131 (地域手当) 89 (寒冷地手当)	10月1日		
I理事	千円 7,331	千円 5,046	千円 2,052	千円 12 (通勤手当) 131 (地域手当) 89 (寒冷地手当)	10月1日		
J理事	千円 7,331	千円 5,046	千円 2,052	千円 12 (通勤手当) 131 (地域手当) 89 (寒冷地手当)	10月1日		
理事 (非常勤)	千円 385	千円 385	千円	千円	2月1日		
監事	千円 12,381	千円 8,728	千円 3,337	千円 226 (地域手当) 89 (寒冷地手当)			
監事 (非常勤)	千円 1,855	千円 1,855	千円	千円		3月31日	

注1:「地域手当」とは、民間賃金の高い地域に在勤している者、又は本法人赴任直前に民間賃金の高い地域に在勤していたことにより、給与の調整がなされていた者に対し支給されているものである。

注2:「前職」欄の「」は役員出向者を、「」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円 8,794	年 5	月 6	H21.9.30	-	業績に応じて増額し又は減額することができることとしているが、学長の判断によりこれを行わないこととした。	
理事A	千円 7,606 (58,568)	年 5 (47)	月 6 (6)	H21.9.30	-	業績に応じて増額し又は減額することができることとしているが、学長の判断によりこれを行わないこととした。	
理事B	千円 7,606 (58,568)	年 5 (43)	月 6 (6)	H21.9.30	-	業績に応じて増額し又は減額することができることとしているが、学長の判断によりこれを行わないこととした。	
理事C	千円 2,766 (58,568)	年 2 (41)	月 0 (6)	H21.9.30	-	業績に応じて増額し又は減額することができることとしているが、学長の判断によりこれを行わないこととした。	
監事	千円	年	月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

注: 理事については、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

常勤職員については、中期目標期間中における運営費交付金の年度展開を見据えて、学内に設置された人事調整委員会が各部局、職種ごとの職員定数を設定し、かつ調整を図ることにより効率的な定員管理を行い、部局人事委員会等と連携して実効性のある運用を行なう。非常勤職員については運営費交付金の交付状況及び外部資金等の獲得状況を見据えて、各部局において厳正に管理する。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

原則として国家公務員の給与制度を基本として本学における給与制度を構築しているため、人事院勧告の内容を考慮するとともに、運営費交付金の状況並びに教職員配置の状況等を踏まえ給与水準を決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本学が独自に定める勤務評定制度による個別評価に基づき、当該評価の結果を勤勉手当（賞与）の支給率決定、査定昇給による昇給幅の決定、昇格並びに降格の実施の可否に反映させる。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与：勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日の各基準日に在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における個々の勤務成績に応じた割合によって支給される。
基本給：昇給 (査定分)	原則として現在の基本給を受けた日から12箇月間良好な成績で勤務した時、4号給（平成22年1月1日については3号給。）上位の号給に昇給させることができる。勤務成績が極めて良好な職員及び特に良好な職員については、前述にかかわらず各々の昇給区分に応じ上位の号給に昇給させることができる。
基本給：昇格	特に勤務成績が優秀な者のうち、本学就業規則に定める昇進をした者及び本学が独自に定める基準に該当する者について、同人の職務の級を、同一の基本給表における上位の職務の級に変更することができる。
基本給：降格	勤務成績が著しく不良である場合等本学就業規則に定める降職させるに十分な要件を満たした者について、同人の職務の級を、同一の基本給表における下位の職務の級に変更することができる。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

- ・指定職基本給表の適用を受ける職員の号給について、「指定職基本給表4号給に決定する」から「指定職基本給表の4号給又は3号給のうちから経営協議会の議に基づき学長が決定する」に改めた。（改定時期：平成21年10月1日）
- ・平成21年の人事院勧告等を基調とした給与制度の改正を行なった。（改定時期：平成21年12月1日）
 - 基本給表
基本給月額について、平均0.2%減額した。ただし、初任給を中心とした若年層については引き下げを行っていない。
 - 現給保障
給与構造改革の基本給水準引下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額について、100分の99.76（指定職は100分の99.68）を乗じて得た額に引き下げた。
 - 住宅手当
自宅に係る住宅手当を廃止した。（新築・購入後5年間支給、月額2,500円）
 - 期末・勤勉手当
年間支給割合を4.50から4.15（0.35月）に引下げた。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	1,841	43.0	6,603	4,900	45	1,703
事務・技術	411	42.0	5,316	3,986	74	1,330
教育職種 (大学教員)	806	48.9	8,525	6,264	42	2,261
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	449	34.0	4,518	3,405	25	1,113
技能・労務職種	4	51.5	5,162	3,850	109	1,312
教育職種 (附属高校教員)	18	42.0	7,385	5,559	29	1,826
教育職種 (附属義務教育学校教員)	62	40.5	6,883	5,195	31	1,688
教育職種 (外国人教師等)	6	43.3	6,965	5,298	79	1,667
医療職種 (病院医療技術職員)	76	41.0	5,240	3,919	46	1,321
その他医療職種 (医療技術職員)	3	54.2	5,921	4,372	8	1,549
その他医療職種 (看護師)	6	49.8	5,416	4,012	66	1,404

非常勤職員	81	33.5	3,515	2,891	28	624
事務・技術	5	56.9	3,672	2,766	14	906
教育職種 (大学教員)	1					
医療職種 (病院医師)	18	29.7	3,699	3,699	14	0
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	2					
医療職種 (病院医療技術職員)	42	28.9	3,150	2,435	31	715
研究職種	12	42.4	4,611	3,521	40	1,090
その他	1					

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 本法人には「在外職員」「任期付職員」「再任用職員」の各区分に該当する職員はいないため、表を省略した。

注3: 「技能・労務職種」とは、教務助手等を指す。

注4: 「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員を指す。

注5: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注6: 非常勤職員の「教育職種(大学教員)」、「技能・労務職種」及び「その他」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注7: 「その他」とは、コーディネーター等を指す。

〔年俸制適用者〕

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	72	39.0	5,199	5,199	7	0
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	6	35.5	3,720	3,720	0	0
特任教員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	61.1	4,145	4,145	0	0
特定有期雇用教員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	36	38.4	6,286	6,286	0	0
特定有期雇用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	33.3	2,575	2,575	105	0
助教(診療)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	20	37.1	4,605	4,605	0	0

注1: 本法人には年俸制を適用する「常勤職員」「在外職員」「任期付職員」「再任用職員」の各区分に該当する職員はいないため、表を省略した。

注2: 年俸制を適用する非常勤において、事務・技術、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、技能・労務職種及び医療職種(病院医療技術職員)については、該当する職員がないため、記載を省略した。

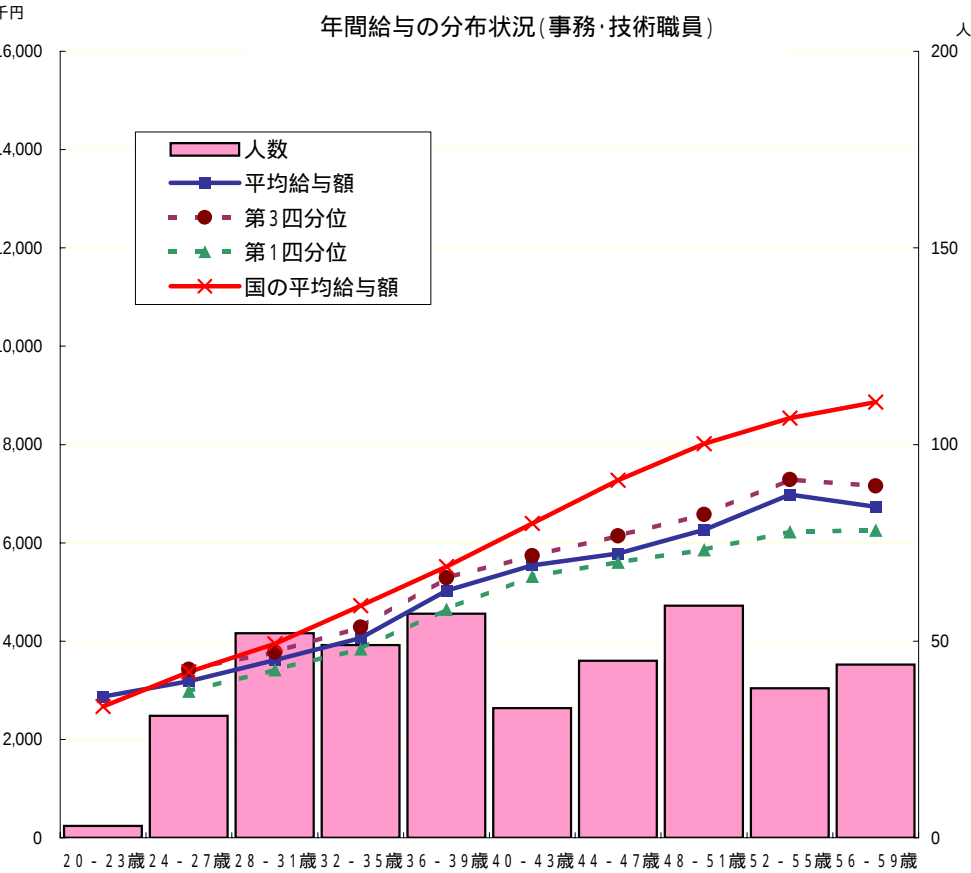
注3: 「特任教員」とは、特別の教育、学生指導、国際交流、入学試験(アドミッション)、研究、産学官地域連携、知的財産、学術情報、大学運営等又は特別の診療若しくは研修医の指導等に携わる教育職員を指す。

注4: 「特定有期雇用教員」とは、学長が認定するプロジェクト等を行う教育職員を指す。

注5: 「特定有期雇用職員」とは、学長が認定するプロジェクト等を行う職員を指す。

注6: 「助教(診療)」とは、医学部附属病院において研究活動のほか教育及び研究に係る診療活動に従事する者を指す。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。〕



注1： の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。

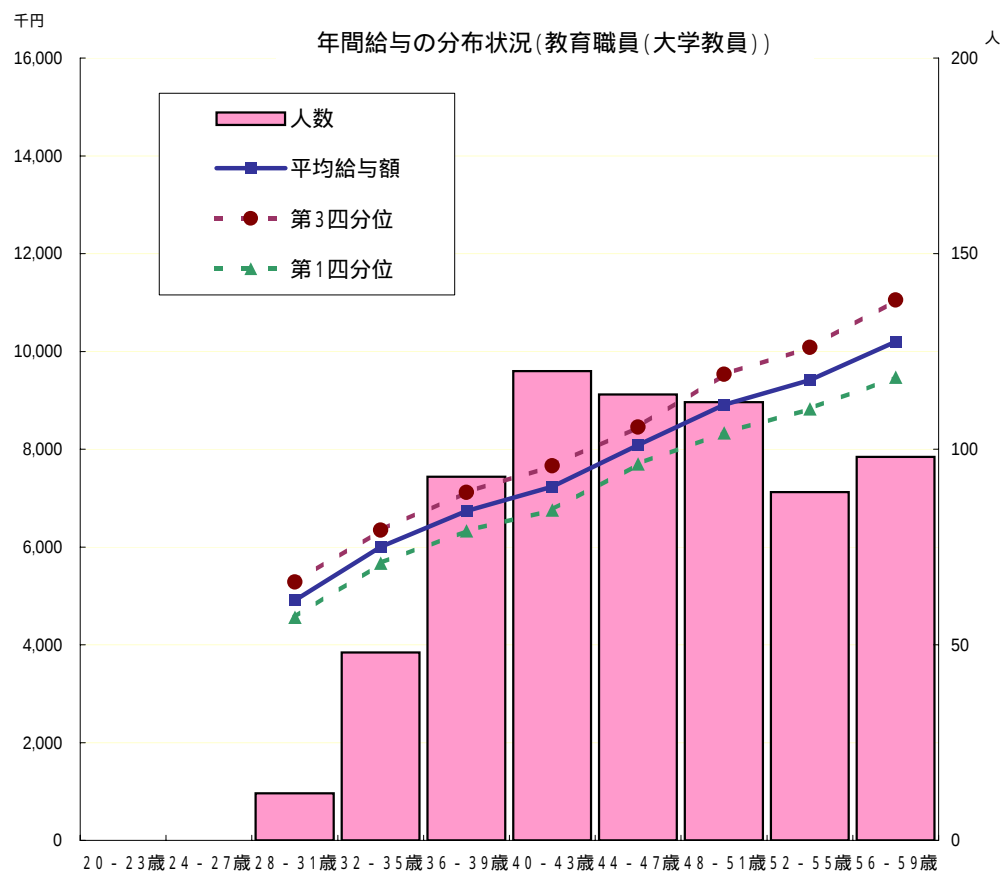
注2：年齢20～23歳の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
部長	2		-		-
課長	24	55.2	7,701	8,064	8,506
課長補佐	34	52.4	6,407	6,627	6,832
主査	153	46.9	5,544	5,909	6,294
主任	70	39.9	4,256	4,791	5,290
係員	128	31.8	3,352	3,716	4,004

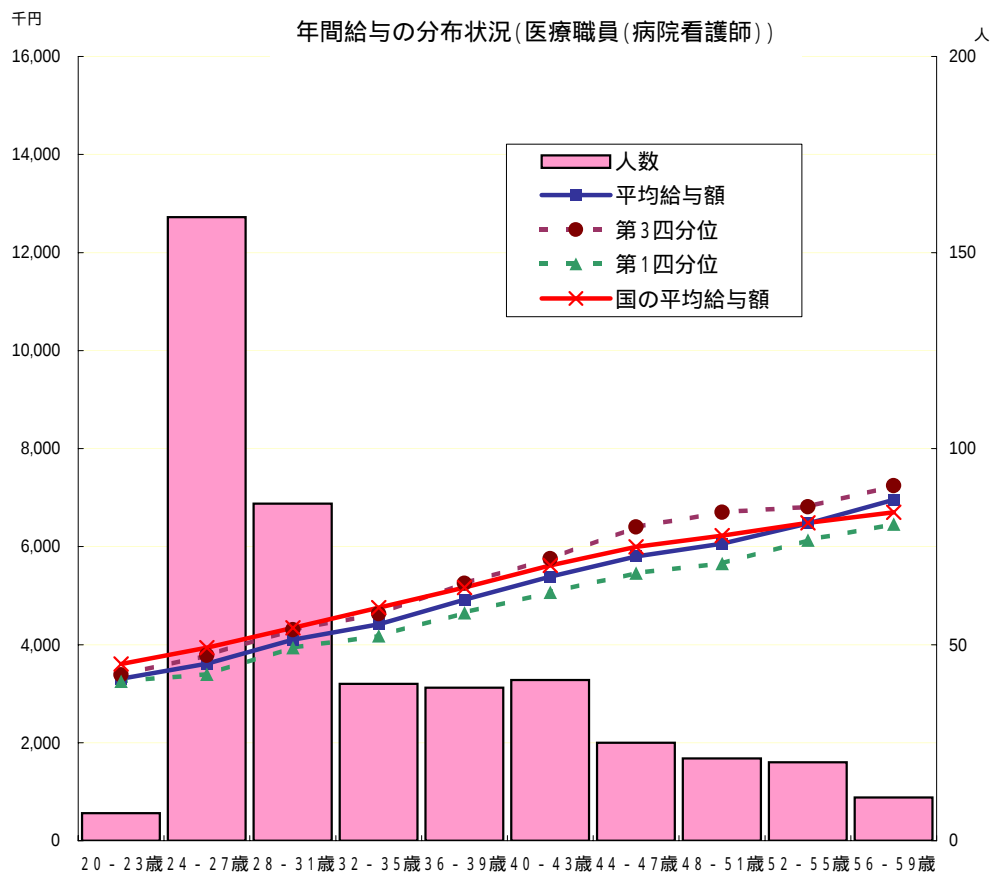
注1：「部長」の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2：「課長」には、課長相当職である「副学部長(事務担当)」、「副館長(事務担当)」を含む。



(教育職員(大学教員))

(教育職員(大学教員))						
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位	
			第1分位		第3分位	
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	
教授	337	56.3	9,450	10,108	10,662	
准教授	269	45.4	7,352	7,896	8,449	
講師	48	45.6	6,860	7,405	7,779	
助教	147	39.7	5,982	6,304	6,756	
助手	5	39.3	3,930	4,910	5,115	



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1		-		-
副看護部長	4	53.3	-	6,946	-
看護師長	25	49.1	6,051	6,500	6,812
副看護師長	50	44.1	5,487	5,828	6,307
看護師	366	31.3	3,580	4,138	4,475
准看護師	3	40.5	-	4,182	-

注1:「看護部長」の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2:「副看護部長」及び「准看護師」の該当者は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任係員	主査 技術専門職員 主任	課長補佐 副学部長補佐 技術専門員 主査	課長 副学部長(事務担当) 副館長(事務担当) 技術専門員 主査
人員 (割合)	411 (100%)	52 (12.7%)	104 (25.3%)	174 (42.3%)	51 (12.4%)	16 (3.9%)
年齢(最高～最低)		44～20	57～28	59～35	59～40	59～39
所定内給与 年額(最高～最低)		3,040～1,788	4,121～2,517	5,226～3,178	5,448～3,401	6,947～4,842
年間給与額 (最高～最低)		3,921～2,387	5,446～3,352	6,910～4,293	7,293～4,653	9,052～6,636

区分	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	課長 副学部長(事務担当) 副館長(事務担当)	部長 副病院長(事務担当)	部長 副病院長(事務担当)	学長が認める職務	学長がその都度認める職務
人員 (割合)	11 (2.7%)	1 (0.2%)	2 (0.5%)		
年齢(最高～最低)	59～48	～	～	～	～
所定内給与 年額(最高～最低)	7,169～5,856	～	～	～	～
年間給与額 (最高～最低)	9,425～7,820	～	～	～	～

注:7級及び8級における該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	806 (100%)	4 (0.5%)	148 (18.4%)	49 (6.1%)	268 (33.3%)	337 (41.8%)
年齢(最高～最低)		39～28	63～30	64～32	63～32	64～42
所定内給与 年額(最高～最低)		3,900～2,884	5,693～3,379	7,248～4,226	7,308～3,943	9,972～5,680
年間給与額 (最高～最低)		5,115～3,847	7,541～4,566	9,551～5,671	9,737～5,397	13,587～7,872

(教育職員(大学教員))

区分	6級
標準的な職位	学長が認める職務
人員 (割合)	人
年齢(最高～最低)	～ 歳
所定内給与 年額(最高～最低)	～ 千円
年間給与額 (最高～最低)	～ 千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		准看護師	看護師 保健師 助産師	副看護師長	看護師長	副看護部長
人員 (割合)	449人	3人 (0.7%)	366人 (81.5%)	50人 (11.1%)	25人 (5.6%)	4人 (0.9%)
年齢(最高～最低)		50～33 歳	59～23 歳	59～31 歳	58～42 歳	57～48 歳
所定内給与 年額(最高～最低)		3,651～2,794 千円	5,107～2,345 千円	5,290～3,329 千円	5,313～4,144 千円	5,593～4,486 千円
年間給与額 (最高～最低)		4,842～3,727 千円	6,845～3,122 千円	7,189～4,430 千円	7,344～5,684 千円	7,427～6,152 千円

区分	6級	7級
標準的な職位	看護部長	看護部長
人員 (割合)	1人 (0.2%)	人
年齢(最高～最低)	～ 歳	～ 歳
所定内給与 年額(最高～最低)	～ 千円	～ 千円
年間給与額 (最高～最低)	～ 千円	～ 千円

注: 6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 68.5	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.5	% 31.5	% 33.4
	最高～最低	% 42.4～32.5	% 39.3～28.7	% 40.8～30.5
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.8	% 68.8	% 67.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.2	% 31.2	% 33.0
	最高～最低	% 38.3～32.2	% 36.8～28.5	% 35.5～30.4

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.0	% 67.6	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.0	% 32.4	% 34.1
	最高～最低	% 38.3～33.1	% 43.8～29.3	% 41.2～31.1
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.9	% 69.0	% 67.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.1	% 31.0	% 32.9
	最高～最低	% 50.0～32.2	% 46.7～28.6	% 48.3～30.6

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 68.6	% 66.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.4	% 31.4	% 33.3
	最高～最低	% 38.3～32.8	% 34.1～28.9	% 36.0～30.7

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	83.2
対他の国立大学法人等	95.8

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	95.9
------------	------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	94.7
対他の国立大学法人等	98.5

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○ 事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員	83.2	
	参考	地域勘案	89.0
		学歴勘案	83.4
		地域・学歴勘案	89.0
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由			
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 39.5% (国からの財政支出額 18,637百万円、支出予算の総額 47,225百万円：平成21年度予算)		
	【検証結果】 本学における国の財政支出額は100億円を上回っているが、対国家公務員指数は100未満であり、累積欠損もないことから、適正な給与水準であると考えられる。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成20年度決算)		
	【検証結果】 -		
講ずる措置	対国家公務員指数ならびに参考指数はいずれも100を下回っており、今後も適正な給与水準の維持に努める。		

○ 医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員	94.7	
	参考	地域勘案	96.9
		学歴勘案	94.0
		地域・学歴勘案	97.2
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由			
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 39.5% (国からの財政支出額 18,637百万円、支出予算の総額 47,225百万円：平成21年度予算)		
	【検証結果】 本学における国の財政支出額は100億円を上回っているが、対国家公務員指数は100未満であり、累積欠損もないことから、適正な給与水準であると考えられる。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成20年度決算)		
	【検証結果】 -		
講ずる措置	対国家公務員指数ならびに参考指数はいずれも100を下回っており、今後も適正な給与水準の維持に努める。		

○ 教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 93.1

なお、この比較指標は法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成21年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増 減	中期目標期間開始時 (平成16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 14,251,455	千円 14,767,082	千円 (%) 515,627 (3.5%)	千円 (%) 1,362,807 (8.7%)
退職手当支給額 (B)	千円 1,832,464	千円 1,994,864	千円 (%) 162,400 (8.1%)	千円 (%) 164,044 (9.8%)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 4,666,116	千円 4,325,086	千円 (%) 341,030 (7.9%)	千円 (%) 2,464,101 (111.9%)
福利厚生費 (D)	千円 2,149,185	千円 2,202,437	千円 (%) 53,252 (2.4%)	千円 (%) 10,463 (0.5%)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 22,899,220	千円 23,289,469	千円 (%) 390,249 (1.7%)	千円 (%) 1,275,801 (5.9%)

注1:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

注2:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他の競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

前年度との比較

・給与、報酬等支給総額 (515,627千円)

平成21年8月の人事院勧告に基づいた給与制度改革を行い、役員・教職員の基本給及び賞与を引き下げたことが主な要因である。

・最広義人件費 (390,249千円)

常勤職員の人件費については、平成21年8月の人事院勧告に基づいた給与制度改革を行い、役員・教職員の基本給及び賞与を引き下げたこと、職員退職手当支給額が減少したことで減額となっており、非常勤職員の人件費については附属病院における機能強化のためコメディカルスタッフを増員したこと、外部資金獲得の増により特定有期雇用教員等を増員したことで増額となっている。常勤職員人件費の減額が大きかったため、結果として最広義人件費は減額となった。

人件費削減の取組状況について

・「行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)」において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行なう。

・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	15,970,437	15,644,593	15,368,949	14,767,082	14,251,455
人件費削減率 (%)		2.0	3.8	7.5	10.8
人件費削減率(補正值) (%)		2.0	4.5	8.2	9.1

注1:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

注2:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、2.4%である。

法人が必要と認める事項

特になし